明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件（総務五四五）　一

〔公告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家に関する公告、押収物還付関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構入札、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、中日本高速道路株式会社工事区間変更、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、プログラムの著作物に係る登録関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告関係　二七

会社その他
会社決算公告　二六
二三

告示

○総務省告示第五百四十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の六第二項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証明機関から技術基準適合証明及び工事設計認証をした旨の報告があったので、同法第三十八条の六第三項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月一日

総務大臣　原口　一博